

青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送業務（第1次） 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

青の煌めきあおもり障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者の効率的かつ円滑な配宿及び輸送を行うため、配宿計画及び輸送計画の作成、客室及びバス車両の確保、配宿WEBシステムの仕様設計等の業務を実施するもの。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 業務名 | 青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送業務（第1次） |
| (2) 業務内容 | 別添1「青の煌めきあおもり障スポ配宿・輸送業務（第1次）委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで |
| (4) 委託料限度額 | 7,370,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局
障スポ担当（青森県国スポ・障スポ局総務企画課内）
TEL：017-734-9186 FAX：017-734-8032
E-mail：syospo@pref.aomori.lg.jp
受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時
まで |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、法人等で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県の物品等の競争入札参加資格（令和5年青森県告示第404号）に基づき、役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 青森県の物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格名簿登載業者に関する指名停止要領運用基準（令和3年4月1日付け青会管第633号、青財管第349号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 代表構成員が過去10年間において、全国規模イベントの宿泊・輸送等の業務実績を有すること。
- (5) 県内に本社又は本店を有する事業者を1者以上構成員とすること。
- (6) 会社更生法または民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6年2月21日(水)
イ 質問受付期限	令和6年3月1日(金) 17時必着
ウ 質問に対する回答	令和6年3月5日(火)
エ 参加申込書提出期限	令和6年3月8日(金) 17時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和6年3月15日(金) 17時必着
カ プレゼンテーション(予定)	令和6年3月19日(火)
キ 審査結果の通知	令和6年3月下旬

(2) 質疑・回答

本業務の内容・仕様等に関する質問は、電子メールで質問書を提出すること(様式任意)。原則、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けないこととする。

電子メール送信後は、必ず電話で電子メールの着信を確認すること。

- | | |
|--------|--|
| ア 受付期限 | 令和6年3月1日(金) 17時必着 |
| イ 質疑方法 | 電子メールにより、上記2(5)に提出すること。 |
| ウ 回答期日 | 令和6年3月5日(火) |
| エ 回答方法 | 回答は、質問者及び参加申込者宛てに電子メールで回答する。
(受信後は、受信した旨のメールを必ず送信すること。) |

(3) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、あらかじめ、公募型プロポーザル参加申込書(様式1)(以下「参加申込書」という。)を提出すること。参加申込みが無い場合は、企画提案書等を受け付けない。

- | | |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和6年3月8日(金) 17時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。 |
| イ 提出場所 | 上記2(5)と同じ |
| ウ 提出方法 | 持参(上記2(5)の受付時間)又は郵送(簡易書留郵便による。)
※郵送の場合は、その旨電話で連絡すること。 |

(4) 資格審査結果通知

提出された参加申込書により、資格審査を行い、審査結果は参加申込書提出者に対し、3月13日(水)を目処に電子メールで通知する。

(5) 企画提案書の提出

上記4(4)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、仕様書に基づいて企画提案書(様式2)、経費精算書(様式3)、提案者の概要がわか

る資料（会社案内等）を作成し、次により提出すること。

- ア 提出期限 令和6年3月15日（金）17時必着
- イ 提出場所 上記2（5）と同じ
- ウ 提出方法 持参（上記2（5）の受付時間）又は郵送（簡易書留郵便による。）
※郵送の場合は、その旨電話で連絡すること。
- エ 提出部数 紙媒体10部（正本1部、副本9部）
- ①企画提案書（様式2）
- ・必要に応じて行数、枠数、ページ数等を増やすことが出来る。様式については、様式2の項目を網羅することで、任意様式を可とする。
 - ・用紙は、A4サイズとすること。（図表等はA3可）
- ②経費積算書（様式3）
- ・仕様書を基に、着手から納品に要する経費を項目ごとに区別して記載すること。
 - ・金額には、消費税及び地方消費税も分かるよう記載すること。
 - ・様式については、項目ごとの積算を明記することで任意様式を可とする。
- ③提案者の概要がわかる資料（会社案内等）

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 企画提案書は、1者につき1提案とする。
- イ 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- エ 企画提案書は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例55号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- オ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- カ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- キ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ク 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ケ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- コ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負

う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙のとおり。

(2) プレゼンテーションの実施

- ①開催日時 令和6年3月19日(火)
- ②開催場所 青森県庁会議室(青森市長島1丁目1番1号)
- ③実施方法
 - ・参加者は、事前に提出した企画提案書に基づき、紙資料によるプレゼンテーションを行う。
 - ・1提案者あたりプレゼンテーションの時間は30分程度(説明20分、質疑応答10分)を予定し、企画提案者の出席者は1提案者につき3名以内とする。
 - ・詳細な日時、場所は、参加申込書提出者に別途通知する。

(3) 審査方法

- ・提出された企画提案書を基に、県実行委員会が設置する審査会による審査を経て、契約予定者を1者選定する。
- ・審査会は、県実行委員会事務局職員で構成する。提出された企画提案書等およびプレゼンテーションについて審査基準により総合的に審査する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、選定委員会において決定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計得点が6割を超えない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 経費積算額の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ公式ウェブサイト公表する。

なお、審査結果についての質問は受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県実行委員会と随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、県実行委員会と協議の上、実施することができる。
- (6) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づきその取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。
- (7) 契約の締結後において、県実行委員会の地位が継承された場合、本契約当事者の地位も継承されるものとする。
- (8) 本プロポーザルは青森県からの第25回全国障害者スポーツ大会開催に係る令和6年度に要する経費に係る負担金の交付が前提のため、負担金の交付決定をもってはじめて有効に契約しうるものとなる。負担金の交付決定がなされなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがある。なお、この場合、参加者の損害は補償しない。